

中山間地域優良農地における維持管理の省力化について
Labor saving of control of maintenance after farm land consolidation
in hilly and mountainous area

○ 佐野 修司
Shuji SANO

1. はじめに

地理的及び経済的条件が厳しい中山間地域では、少子高齢化現象も顕著に表れてきているのが実状である。このような地域では年々耕作放棄地が増加してきており、将来的には農村の消滅といった状況も発生しかねない。そのため各地方自治体は農村の振興及び地域の活性化を目指して中山間地域総合整備事業など各種事業に取り組んできているところである。このような事業においてはほ場整備などを行うことにより、中山間地域に優良農地を造成し、農業者に対して生産性の向上及び耕作労力の大幅な軽減をもたらしている。しかしながら、ほ場整備後であっても、畦畔法面における草刈りなど農地の維持管理については、畦畔法面が長大であるなどの理由から多大な維持管理労力を費やさなければならぬだけでなく危険が伴う作業であるため、農業者も非常に苦慮しており、今後解決していかなければならない問題である。また行政サイドとしても農業農村の将来のために積極的に支援する必要があると思われる。

島根県雲南県土整備事務所では、中山間・ふるさと水と土保全対策事業において畦畔の維持管理の省力化を目的とした地元住民参加型作業を試験的に行っており、今回はその試験施工並びにアンケート調査を基に検討を試みた。

2. 地域の概要

本事務所が管轄している雲南地域（島根県雲南市、仁多郡奥出雲町、飯石郡飯南町）は島根県東部中央地域に位置し、地域総面積は 1164.3 ㎡、地域総人口は 66,194 人であり、地域内全市町が島根県基本条例により中山間地域に指定されている。本地域の高齢化率は約 32.7% であり、全国的にも高齢化の進んでいる本県（県平均 27.1%、全国平均 20.1%）においても高齢化先進地域となっている。また、本地域のほ場整備率は 66.5%（島根県全体 62.6%、平成 17 年度末現在）である。

3. 施工及び調査

試験施工については、中山間地域総合整備事業などでほ場整備を行った 3 地区の農業団体（松笠楽農組合：雲南市掛合町松笠、北大西土地改良組合：雲南市加茂町北大西、川東の農業を守る会：飯石郡飯南町八神）に協力して頂き実施した。施工方法は、一般的に畦畔の雑草除去に有効といわ

雲南県土整備事務所 Unnan Prefectural Land Development Office, Shimane Prefectural Government

中山間地域 農地の維持管理



図 1. 島根県基本条例に基づく中山間地域

Fig.1 Intermediate and mountainous area in Shimane

れているカバープランツ施工である。これは地被植物を植栽することで地表への太陽光を遮断し、雑草を抑制することが可能といわれており、かつ修景としての機能も有している方法である。防草シートや苗など材料については島根県が購入、作業については地元農業団体と委託契約を締結し、地元による直営施工という型で実施した。また、作業終了後に参加者を対象として記述式アンケートの調査も実施した。

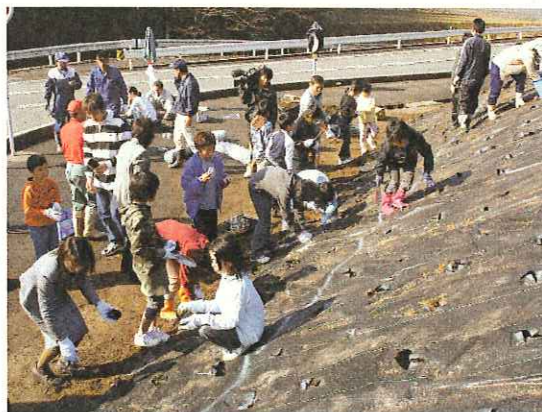


写真1. カバープランツ試験施工状況

Picture1. Examination construction of cover plants

4. 調査結果

1) 畦畔除草管理について

ほ場整備後の畦畔除草については、多くの農業者が刈り払いによる作業を行っているが、どの農業者ともその作業に対して苦慮している。その理由は様々であるが、なかでも作業面積が大きい、法長が長いといった厳しい地形的条件に対応できる労働力の乏しさといった回答が多くみられた。そのため、除草対策への意識も強く、何らかの手法により雑草を抑制することで除草作業の省力化を計りたいと考えているが、経費などの理由から地元単独で行動することが非常に困難であるとの回答が多かった。

2) カバープランツ試験施工について

ほ場整備直後に試験施工を実施した地区においては事前準備に対する不満は特になかったが、1年経過した後に実施した地区においては、既に雑草が繁茂していたため、その除根作業が試験施工よりも重労働であったとの声が非常に多く聞かれた。試験施工については、今後改善していくべき課題点について様々な意見が出ているが、地区総出の賑やかな作業で地域振興の一助となり地域の絆が深まったとの声も聞かれ、イベントという観点からは高く評価された。

5. まとめ

今回の調査結果より、畦畔法面の維持管理が農村地域の未来に多大な影響を及ぼす可能性のある非常に大きな問題であることを改めて痛感した。少子高齢化が進んでいく現代において、大型機械化及び共同化による農業を目指した優良農地の造成は着実に進んできているが、農業経営をしていくうえで除草作業などのような農地の維持管理がネックになるようではほ場整備を行うことも無意味であるとの声もある。本事務所が行っている試験施工は試行錯誤の段階であり、課題も多大にある。したがって維持管理の省力化にどれほどの影響を發揮することができるのか不明確であり、今後の更なる試験施工及び継続調査は必要であるが、衰退しつつある農村地域を発展させていくためには、行政サイドとしても各種事業を積極的に取り組んで今まで以上の支援策を施していく必要があると考えている。

1) 島根県では、平成11年3月に制定された「島根県中山間地域活性化基本条例」において、中山間を「産業の振興、就労機会の確保、保険・医療・福祉サービスの確保その他社会生活における条件が不利で進行が必要な地域」と定義しており、1.過疎地域自立促進特別措置法で指定された過疎地域、2.特定農山村法で指定された特定農山村地域、3.辺地にかかる高校施設の総合整備のための財政上の特別措置に関する法律で指定された辺地地域、4.上記と同等に条件が不利である地域に1つでも該当する地域を中山間地域としている。